

子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章について

資料6

■基本理念・基本方針・基本目標

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
<p>基本理念・基本方針 子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして</p>	<p>子どもは、生まれたときから、家族の一員であり、市川市の市民であり、社会の一員となるかけがえない存在です。そのため地域全体で「市川っ子」を育てていく社会をつくっていきます。また、これまで保護の対象としてのみとらえがちだった子どもたちを、権利の主体として尊重し、一人ひとりの最善の利益を保障する子どもの権利条約の視点を大切にします。 以下の基本方針にもとづき、子ども自身が、家庭や地域で尊重されているという実感を持てる市川市の未来を築いていきます。</p>	<p>人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有している。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。</p>	<p>全ての子どもの最善の利益と同時に親の最善の利益を追求する街。</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現と子どもの視点に立った子どもの生存と発達が保障され、良質かつ適切な内容及び水準が保障されることの最善の利益が実現される社会を目指す新制度の基本を尊重する計画づくりを提唱する。</p>	<p>～視点～ 地域社会が一体となって子どもと家庭を支え、子どもの育ちを保障する社会。</p>	<p>子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもとその家庭の幸せにつながるだけでなく、市川市の将来の担い手育成にもつながり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。そこで、地域全体で「市川っ子」を育てていくという考えのもと、地域全体が子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じる事ができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できるような社会を目指します。 以下の基本方針にもとづき、子どもの最善の利益が実現される市川市の未来を築いていきます。</p>
		<p>子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。</p>			
		<p>地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えるを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じる事ができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。</p>			

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
<p>基本目標1 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実</p>	<p>子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の早期発見・早期対応が必要とされています。</p> <p><u>この子どもの権利条約の趣旨を最大限に尊重し、すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の防止や対応を充実するとともに、ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会としていきます。</u></p> <p>【次世代計画では、1つの基本目標が、基本目標1と基本目標5に細分化、新基本目標1に対応する部分は<u>下線</u>】</p>	<p>子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。</p>	<p>子どもの意見、考えを聞く、子どもが参加する。</p> <p>安定した家庭には、安定した子どもの育ちが、安定した教育・保育の施設には健やかな育ちが、あたたかな社会には、思いやりのある育ちが育まれる。希望ある社会を実現するため、市川市は一人ひとりの子どもの育ちを保障する質を優先した公助の充実を図る。</p> <p>子どもの声を聞く、子どもが自分の気持ちを伝える、子どもの実情を捉える。</p>	<p>～視点～</p> <p>子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という子どもの権利条約の趣旨を尊重し、子どもの声を聞く、子どもが参加できる社会。</p>	<p>子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。しかし、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など様々な問題が発生しており、こうした権利侵害から子どもを守る必要があります。</p> <p>そこで、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの視点に立った、良質かつ適切な子ども・子育て支援の展開を図り、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会とすることによって、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</p>

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の 充実	<b>【新規】</b>	<p>少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境は変容している。</p>	<p>乳幼児時期の子どもの育成は、将来の社会の希望であり、社会に貢献する土台を築く大事な時期。</p>	<p>～視点～</p> <p>質が担保された保育と、良質な施設設備等の環境の確保によって、子どもの健やかな発達を保障する社会。</p>	<p>少子化により、子どもの数や兄弟姉妹の数が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、子どもの健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。</p> <p>乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、しっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が重要です。</p> <p>また、幼児期においては、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが重要です。</p> <p>そこで、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育および子育て支援の提供を目指します。</p>
		<p>乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。</p>	<p>人として、社会人として、生きる力を獲得していく重要な時期。その生きる力は、周りの大人に愛され、子ども同士の中で育まれていく。周りの人との信頼関係、自尊感情、コミュニケーション力、自らを試す行動、心が動く科学の芽は、まさに乳幼児期の体験がその子の人としての“自助”の基礎が形成されていく。</p> <p>乳幼児時期の重要性や特性を踏まえ、親との関わり、地域や自然との関わり、質の高い教育・保育など安定的な環境の提供を通じ、子どもの健やかな発達は保障され、“自助”の能力が育まれる。</p>		
		<p>乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。</p>	<p>量の確保と同時に質の確保を迫る。</p>		
		<p>保育において、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要。また子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。</p>	<p>育休が安心して取れる環境を緊急に保障するため、3歳未満児の小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業の推進を図る。</p>		
		<p>3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は一人ひとりの幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。</p>	<p>待機児童の解消は、子育て家庭の基盤の維持、女性の社会進出、就労の継続の保証などの他、社会的支援の必要性の高い子どもや子育て家庭を支える上で重要。</p>		
		<p>乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任である。</p>			
		<p>全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。また適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。</p>			

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
<p>基本目標3 地域における子育て支援の充実</p>	<p>少子化や核家族化の進展、隣近所など地域との関わりが希薄化するなかで、子育て家庭が孤立し、悩みや不安を抱える保護者が増大しています。また、妊娠・出産後も働き続けたい女性が増加するとともに、パートタイムをはじめとして、仕事と家庭のバランスを保ちながら様々なかたちで働こうとする女性も増加しており、保育需要を満たす基盤整備だけでなく、様々なニーズに応える多様な保育サービスが求められる傾向にあります。</p> <p>すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、待機児童の解消をはじめ、一時保育など多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場の提供など、きめ細やかな子育て支援サービスを充実していきます。</p>	<p>子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。</p>	<p>乳幼児のいる家庭の経済的負担の軽減を図る。子どもの育ちは社会の財産、社会の責任と考え、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。子育て家庭の経済的負担の軽減は、少子高齢化社会を支える上で社会が負担する。そのための施策と同時に社会全体の意識の改革を図る。</p>	<p>～視点～</p> <p>妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、保護者が学び、保護者がつながり、子どもと親がともに成長できるまち。</p>	<p>少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。</p> <p>こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要となっています。</p> <p>そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域の人材の活用などを図り、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を、質・量両面にわたり充実させることを目指します。</p>
		<p>子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめている人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる親育ちの過程を支援していくことが必要とされている。</p>	<p>孤立した子育てから開放され、親同士の活動が生まれる“親育ち”の働きをしている。共助が広がり、支え合いの循環が生まれる街を推進する。</p>		
		<p>近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化している。</p>	<p>親子関係の構築、子育てに対する親の自信を育てるための子育て支援を行う。親同士が仲間となり、つどい、学びあい、育ちあい、子育ての土台を築ける街。</p>		
		<p>在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するにあたっては、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を活かしていくことに留意することが重要である。</p>			
		<p>社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。</p>	<p>子育て家庭に優しいまち。</p>		
			<p>子育て家庭の多様な要望が支援され、家庭生活と仕事のバランス、育児困難な家庭に配慮した計画の拡大を促進する。</p>		

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり	女性の社会進出の高まりにともなう高齢出産の増加などにより、これまで以上に安全な妊娠・出産のための母親の健康確保や、初めて出産を迎える母親の不安の解消が求められています。また、日常的・突発的な子どもの病気やケガは、子育てにおいて大きな不安となっており、これに対応するための小児救急医療体制の整備も求められています。 子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児救急医療体制の充実、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉および教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実していきます。	保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、3歳未満の乳幼児では、その発達特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育、及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また一人ひとりの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。	子どもと子育て家庭の健康を構築する。妊娠期から出産後の心身の健康、乳児時期の心の安定を保障する。虐待、DV、家庭崩壊、犯罪、自死などから回避するためにも、子どもも親も健康的な家庭人、社会人として育まれる社会的養護システムを優先して構築する。	~視点~  妊娠期からの母子の健康を確保し、心身ともに健やかな暮らしを送ることができる社会。	妊娠期から出産後において、特に、初めて出産を迎える母親や高齢出産の母親は不安を感じる事が多く、子どもを安心して産み育てられるよう、母親の心身の健康を確保することが必要となっています。 また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、さらに、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。そこで、妊産婦の健康管理、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の整備などにより、子どもと子育て家庭が、生涯心身とも健康に暮らすことのできる体制の構築を目指します。
		親も子ども、障害心身とも健康で、家庭生活を維持し、社会に貢献できる生き方ができるように関わり、応援する街。	生後なるべく早い時期に利用者と地域の支援者、利用者同士が継続的に出会う機会の創出。		
			家族の有する課題はこどもの育ちとともに変化する。子育て親子の声を次の支援機関へ切れ目なく伝える。		

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
<p>基本目標5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援</p>	<p>子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の早期発見・早期対応が必要とされています。</p> <p>この子どもの権利条約の趣旨を最大限に尊重し、すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の防止や対応を充実するとともに、ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会としていきます。</p> <p>【次世代計画では、1つの基本目標が、基本目標1と基本目標5に細分化。新基本目標5に対応する部分は下線】</p>	<p>保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。むしろ、必要な場合には社会的養護にかかる措置を適切に講じ、子どもの健やかな育ちを保障することは社会の責務である。</p> <p>障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする。全ての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合にはこれらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。</p>		<p>～視点～</p> <p>障害や疾病、虐待、ひとり親など配慮を必要とする子どもや家庭にも健やかな育ちを等しく保障する社会。</p>	<p>子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。障害や疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。</p> <p>そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。また、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合にはこれらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。</p>

	次世代育成支援行動計画の文章	国の基本指針	委員意見	子ども・子育て支援事業計画文章案	
<p>基本目標6 仕事と子育ての両立支援</p>	<p>家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会の形成が求められていますが、職場風土や人々の意識の面から、男性は仕事優先となりがちで、女性への子育ての負担が重くなり、女性は仕事と子育ての二者択一を迫られるという状況があります。子育てしながら働き続けたい女性が増えているものの、多くの職場では、育児休業や短時間勤務、残業免除などの子育て支援策が未だ十分に整っているとはいえません。男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるため、中小企業を含むすべての企業の制度や環境の充実と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけていきます。</p>	<p>事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワークライフバランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる。</p> <p>経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め、非正規雇用割合も高まっている。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の観点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。</p> <p>長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30、40代の男性長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にある。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。他方で夫の家事、育児時間が長い夫婦ほど第2子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれる。</p>	<p>企業の子育て家庭への貢献に対し、少子高齢化社会を支える企業として、社会的に評価される仕組みを構築する街として進化する。社会と企業と地域が支え、男女が共同して行う意識改革を行い、社会に優しく、社会に貢献する企業としての評価を高める。</p>	<p>～視点～</p> <p>女性の就労継続を可能とし、男女ともに子育てに責任をもって、仕事と子育てを両立できる社会。</p>	<p>出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はまだまだ大きな課題となっています。また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、より積極的に役割を果たすことが期待されています。そこで、男女の固定的な役割分担意識の解消とあわせ、中小企業を含むすべての事業主においては、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるような雇用環境の整備を行い、さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献に対し、社会的に評価することによって、男女がともに仕事と子育てを両立できる社会を目指します。</p>

《基本目標1：子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実》  
 子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。しかし、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など様々な問題が発生しており、こうした権利侵害から子どもを守ることが必要です。そこで、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの視点に立った、良質かつ適切な子ども・子育て支援の展開を図り、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会とすることによって、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

【施策の方向1】子どもの権利保障のための取組の充実

事業		子どもの権利保障啓発事業 子ども実行委員会設置事業
旧	現状	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの4つの権利を守ることが定められました。日本はこれを平成6年5月に批准していますが、15年たった今日においても、いまだ条約の趣旨が浸透していない状況があります。
	施策の方向のポイント	○子どもや大人が子どもの権利について理解を深められるよう、啓発を進めていきます。 ○子どもの意見が尊重され、子ども自身が社会参画できる環境づくりを進めるため、子どもの意見を反映する仕組みをつくっていきます。
案	現状	平成23年度の文部科学省による調査では全国の国公私立の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約7万件にのぼります。また生徒児童の自殺に関しても、近年減少傾向にあったものの、23年度には増加しています。(平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)子どもや大人が子どもの権利について理解を深め、子どもが健やかな生活を送るための土台をつくる必要があります。
	施策の方向のポイント	○社会全体が子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの立場が役割を果たしていくための意識啓発を行っていきます。 ○子どもの自己主張、自己表現の場を大切に、自発的に社会参画できる仕組みづくりを推進します。

【施策の方向2】子どもの居場所の充実

事業		放課後保育クラブ運営事業 子どもの居場所づくり事業(ビーイング) こども館運営事業(小学生～18歳未満)
旧	現状	女性の社会進出や経済情勢の悪化により、働く女性が増え、保育園同様に、放課後保育クラブの需要も高まっています。また、少子化・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、子どもたちが安心して過ごせる居場所が少なくなっているとともに、子どもたちが異年齢の子どもや地域の大人たちと遊びや交流する機会が減少してきています。放課後保育クラブの待機児童を解消させていくとともに、学校などを活用して、放課後などの安心な居場所を整備することが必要となっています。
	施策の方向のポイント	○すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後保育クラブをはじめ、居場所の整備を推進していきます。
案	現状	子どもの放課後の過ごし方の現状について、最も多いのが「自宅」、2番目が「習い事」です。子どもが安心・安全に過ごせる場、異年齢の子どもや地域の大人たちと集団で遊ぶ機会は減りつつあります。年齢関係なく地域や近所同士がつながり、安全に楽しく過ごせる環境の確保が求められます。
	施策の方向のポイント	○放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保、及びそれを支える地域の仕組みを整備していきます。



《基本目標2：乳幼児期の教育・保育の充実》

少子化により、子どもの数や兄弟姉妹の数が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、子どもの健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が重要です。

また、幼児期においては、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが重要です。

そこで、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育および子育て支援の提供を目指します。

【施策の方向3】教育・保育施設、地域型保育事業の計画的整備

事業		教育・保育施設の整備、地域型保育事業の整備
旧	現状	女性の社会進出や経済情勢の悪化により、働く女性が増え、保育サービスの需要が高まっています。市川市では、平成17年度からの5年間で9つの保育園を新設し、約600人の定員を増やしてきましたが、未だ、保育園の待機児童が解消されない状況が続いています。
	施策の方向のポイント	待機児童解消のため、保育園の整備を進めるとともに、その他の手法による待機児童の解消についても推進していきます。
案	現状	保育の需要は依然として高く、待機児童対策は喫緊の課題として取り組む必要があります。市川市が平成25年度11月に実施したニーズ調査では、現在就労していないが今後仕事に就きたいと考えている母親は59.4%にのぼり、保育の需要は潜在的なニーズも含め今後もさらに増していくと予想されます。
	施策の方向のポイント	5年間で一期として待機児童対策に努め、乳幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業を計画的に整備します。量の確保を図るとともに、質の担保された教育・保育を提供していきます。

【施策の方向4】乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

事業		
旧	現状	
	施策の方向のポイント	
案	現状	
	施策の方向のポイント	

《基本目標3:地域における子育て支援の充実》  
 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要となっています。そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域の人材の活用などを図り、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を、質・量両面にわたり充実させることを目指します。

【施策の方向5】多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

事業		延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業・特定保育事業 預かり保育事業(幼稚園)、病後児保育事業、認可外保育園園児補助金 保育園の第三者機関評価事業、こどもショートステイ事業(子育て短期支援事業)
旧	現状	働く女性が増加するなか、母親がライフスタイルに応じて、パートタイム勤務をはじめ、いろいろな働き方を選ぶようになり、様々な保育サービスへの需要が高まっています。また、核家族化の進展や多様化したライフスタイルのため、就労の有無によらず子育てを支援するためのサービスとして、保育サービスが求められています。このような子育て家庭のさまざまなニーズに対応していくため、多様な保育サービスが求められています。
	施策の方向のポイント	○働き方の多様化にともなう、様々なニーズに応じた保育サービスを提供していきます。 ○保護者の就労の有無にかかわらず、個人の希望や都合にあった保育サービスを提供していきます。

案	現状	「日常的に子どもを、祖父母や知人等にみてもらえる」と回答した人は20%に至りませんでした。(ニーズ調査)また、働く女性が増加し、様々なライフスタイルが選択できる今日、それぞれの家庭が自由に選ぶことが出来る多様な形態の子育て支援サービスの提供が求められます。
	施策の方向のポイント	○多様な生き方、働き方に合った保育ニーズを満たせるよう事業体制を確保します。 ○就労の有無に関わらず、個人の希望や必要性に合った子育て支援サービスの拡充を図ります。

【施策の方向6】地域の子育て力向上のための支援の充実

事業		地域子育て支援センター事業、親子つどいの広場事業、こども館運営事業、ファミリーサポートセンター事業、産後家庭ホームヘルプサービス、すこやか応援隊事業、子育てサークル育成事業、いちかわ子育て支援ボランティア養成事業、青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業、保育園での子育て支援(地域交流)、幼稚園での子育て支援(園庭開放)、中高年ボランティア事業(保育園)、マイ保育園登録制度事業、父親のための子育て講座、家族の週間事業
旧	現状	核家族化の進展や地域のつながりが希薄化するなかで、家族の中だけで母と子が密室状態で孤立し、子育ての責任・負担が特に母親へかかることによって、大きな育児不安や育児ストレスを生んでいる状況があります。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要です。
	施策の方向のポイント	○育児の孤立化や育児不安の解消のため、子育て中の親子が交流できる機会を提供していきます。 ○地域で子育てを支えていくため、地域の人材を育成していきます。

案	現状	子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所があるかどうかについて、約95%が「ある」と回答しており、相談先は主に「祖父母等の親族」「友人、知人、近所の人」が占めています。(ニーズ調査)子育て家庭の孤立化を防ぐため、親子がつどい、交わり、助けあい、地域全体で育児を担う風土をさらに広げていく必要があります。
	施策の方向のポイント	○子育ての負担、孤立感からの解放を図り、子育て家庭が出会い、地域でつながる機会を創出します。 ○こどもの成長に合わせ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に尽力します。 ○地域人材の育成に注力し、地域全体で子どもを育む体制の確立を目指します。

【施策の方向7】子育て相談・情報提供の充実

事業		子ども家庭総合支援センター事業、子育てガイドブック、子育て応援サイト事業
旧	現状	子育てに関する相談や情報提供については、子育て支援の基本サービスとして、これまで充実を図ってきました。さらに、個人のライフスタイルに応じた相談・支援、インターネットなどを活用した情報提供についても充実が求められています。
	施策の方向のポイント	○それぞれの家庭に応じた適切な支援のため、相談体制を充実していきます。 ○子育てに関する情報提供について、利便性の向上を図っていきます。
案	現状	いちかわ子育てガイドブックの認知度は82.5%と高く、今後も市の子育て案内本として活用して頂けるよう努めていきます。(ニーズ調査)その他相談窓口や情報提供については、いずれも認知度・利用率ともに低く、専門的で有効な窓口機能や情報が活かされていない状況にあります。認知の普及に努め、欲しいときに、欲しい情報が手に入る情報提供体制を整える必要があります。
	施策の方向のポイント	○便利で有効な情報の収集、情報の提供体制を整えます。

【施策の方向8】経済支援の充実

事業		児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、未熟児養育医療給付事業、私立幼稚園就園奨励費補助金 幼稚園類似施設園児補助金、奨学資金貸付事業、保護児童生徒援助費、小学校・中学校特別支援教育就学奨励費
旧	現状	平成17年の国民生活白書によれば、子どもを一人育てるためにかかる費用が約1,300万円といわれるなか、保育料や医療費、教育費をはじめ多くのお金が必要であり、子育て家庭にとって切実な問題となっています。
	施策の方向のポイント	○医療費や教育費など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。
案	現状	平成25年度12月に実施したe-モニター制度によるアンケートでは、子どもを産む・育てるにあたって不安に思うことについて「生活費・教育費経済的な問題」が最も高く、経済的支援を求める声の大きさが反映されています。また平成21年度の文部科学白書によると、子どもにかかる学費は、高校まで公立、大学は国立に通ったケースで合計1,000万円弱、全て私立に通ったケースで2,300万円弱かかると算出され、理想の子ども数を持たない一番の理由として、教育費用の負担が挙げられています。
	施策の方向のポイント	○子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当での支給または助成を実施します。

「基本目標4:子どもと子育て家庭の健康づくり」  
 妊娠期から出産後において、特に、初めて出産を迎える母親や高齢出産の母親は不安を感じる事が多く、子どもを安心して産み育てられるよう、母親の心身の健康を確保することが必要となっています。  
 また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、さらに、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。  
 そこで、妊産婦の健康管理、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の整備などにより、子どもと子育て家庭が、生涯心身とも健康に暮らすことのできる体制の構築を目指します。

【施策の方向9】母子保健事業の充実

事業		母子健康手帳、妊婦・乳幼児健康診査事業、母子訪問事業 保健推進員活動事業、母親学級・両親学級、4ヶ月赤ちゃん講座 離乳食教室(1回食・2回食)、パパママクッキング、妊婦歯科検診・歯みがきレッスン、育児相談、予防接種事業
旧	現状	妊娠中や乳幼児期の子育ては、精神的・身体的に不安定になりやすく、もっとも育児不安を抱える時期といえます。 このような時期を中心とした保健分野における取り組みについては、認知度・利用度とも高く、これまで事業の充実が図られてきました。これからも、命を守るための取り組みとして、重要なものとなっています。
	施策の方向のポイント	○出産や育児の不安軽減のため、様々な学習機会や情報提供、相談を充実していきます。 ○母子の健康の確保や増進、疾病の予防や早期発見に向けて、健康診査や家庭訪問を充実していきます。
案	現状	「保健センターの育児相談・健康講座」、「母親学級・両親学級」の認知度はともに85%を超えていますが、利用度が伴わない事業も見られます。母子が出産後社会と関わる機会を提供し、そこから切れ目のない育児支援を展開していくためにも、実際に参加し、活用して頂くための工夫が必要です。(ニーズ調査)
	施策の方向のポイント	○親の学びの場、育児相談の機会の充実を図ります。 ○母子の心身の健康管理を保障する保健体制を確立します。

【施策の方向10】小児救急医療の充実

事業		急病診療所等運営事業、あんしんホットダイヤル、2.5次救急医療運営事業
旧	現状	子どもは成長の過程でさまざまな病気を患うとともに、特に乳幼児期には体調が急変しやすく、突発的な事故などによってけがを負うこともあります。 保護者が安心して子どもを育てるためには、こうした日常的あるいは突発的な病気やけがに対応できる救急医療体制を整備することが重要です。
	施策の方向のポイント	○休日や夜間の子どもの急な病気やケガに対応できるよう、救急医療体制を整備していきます。
案	現状	市川市内では急病診療所、急病等歯科診療所それぞれ1箇所ずつ救急体制を敷いています。また急な病気やケガで困った際の対応や緊急時に診療してくれる病院の案内や、健康に関する相談を、医師・保健士・看護師等が対応するフリーダイヤルを整備しています。体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられる体制が必要です。
	施策の方向のポイント	○日常的、突発的な病気やケガに対応できる救急医療体制を整備します。

《基本目標5:配慮を要する子ども・子育て家庭への支援》  
 子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。障害や疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。また、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合にはこれらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

【施策の方向11】虐待防止・対応のための取組の充実

事業		要保護児童対策地域協議会 家庭児童相談事業 養育支援訪問事業
旧	現状	近年、児童虐待とこれに関する相談が急増し、子どもの命が奪われるなど重大な事件があとを絶たず、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。平成16年には児童虐待防止法等が改正され、市の業務として児童相談に応じることが法律上明確にされ、市も児童虐待の通告先となりました。このため、市においても虐待発生の予防から早期発見・早期対応、適切な支援の実施が求められています。
	施策の方向のポイント	○児童虐待への適切な支援を実施するため、関係機関との協力・連携を図っていきます。 ○児童虐待への対応強化や未然防止を図るため、相談や支援の充実を図っていきます。

案	現状	平成24年度の児童虐待対応実件数は371件で、年々増加の一途をたどっています。その原因には単なる育児負担だけでなく、保護者の精神的不調や経済困窮・ひとり親など家庭の問題も内在しています。子どもの心身の発達・発育が脅かされる前に家庭が近隣や地域を頼れる体制、虐待の早期発見・早期対応できる関係機関の連携が求められます。(子育て支援課、平成24年度児童虐待相談受付状況)
	施策の方向のポイント	○家庭だけでなく地域や行政、民間機関が連携し、虐待の早期発見・対応、適切な措置を講じて早急に問題を食い止めます。

【施策の方向12】ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

事業		児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成事業 遺児手当支給事業、ひとり親相談事業 母子の緊急一時保護事業(子育て短期支援事業)、母子家庭自立支援事業、民間賃貸住宅家賃等助成事業
旧	現状	母子家庭においては、経済的な困難を抱えている場合が多くあります。また、父子家庭においても、昨今の経済情勢を反映して、経済的な支援が必要な場合も少なからず見受けられます。また、母子家庭・父子家庭ともに、一人の親へ子育てに関する責任がかかり、育児や家事への不安・ストレスを生んでいる状況もあります。こうしたひとり親家庭が自立していくための支援や、ひとり親家庭の子育て不安に応じる相談・支援も重要となります。
	施策の方向のポイント	○母子家庭への支援に加え、父子家庭への支援についても取り組んでいきます。 ○母子家庭が安定した生活を営めるよう、就業支援を行っていきます。

案	現状	母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親の育児・家事への負担が、子どもの健やかな育ちに影響を及ぼしてしまっている状況もあります。ひとり親の負担、不安軽減を図り子どもの福祉を増進するため、各種手当てや支援、相談体制でサポートしていく必要があります。また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るための就労に関する支援も重要な施策となります。
	施策の方向のポイント	○ひとり親家庭への負担軽減のため、支援について取り組んでいきます。 ○給付の支援にとどまらず、経済的・社会的自立を促す就労支援等を推進し、継続的に安定した生活を送るための支援策を充実させます。

【施策の方向13】発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

事業		こども発達相談室、障害児支援利用計画作成事業、教育・保育士等のための実技研修講座 発達障害児保育(保育園)、幼児教育相談
旧	現状	発達障害については、長年にわたって支援のための法律がなく、福祉の谷間で取り残されてきましたが、平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害に対する国民の理解の促進や、発達障害のある人に対する包括的な支援体制の構築などに向けた本格的な取り組みがスタートしました。 発達障害児への理解を促進するとともに、問題の早期発見・早期対応と発達障害のある人のライフステージに応じた総合的・継続的な支援が必要となっています。
	施策の方向のポイント	○一人ひとりの特性に応じた支援を行うため、乳幼児期から一貫した発達支援の仕組みをつくっていきます。 ○保育・教育の現場において、適切な対応が図られるよう、支援体制を整備していきます。
案	現状	平成17年の発達障害者支援法施行により、発達障害についての取り組みが本格化してきました。しかし発達に偏りのある状況は、周囲から理解されにくく、発達障害に対する理解や協力の促進が求められます。一人ひとりの成長段階に合ったきめ細やかで継続性のある支援体制の整備に力を入れていく必要があります。
	施策の方向のポイント	○発達障害に対する理解を広め、一人ひとりに合った適切な支援が実施できる体制を強化します。

《基本目標6:仕事と子育ての両立支援》

出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はまだまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、より積極的に役割を果たすことが期待されています。

そこで、男女の固定的な役割分担意識の解消とあわせ、中小企業を含むすべての事業主においては、仕事生活の調和(ワークライフバランス)が図られるような雇用環境の整備を行い、さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献に対し、社会的に評価することによって、男女がともに仕事と子育てを両立できる社会を目指します。

【施策の方向14】仕事と子育ての両立支援

事業		ワークライフバランスセミナー、雇用促進奨励金(母子家庭等)、いちかわ子育て応援企業認定事業
旧	現状	少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援の推進や働き方の見直しが重要課題となっており、このための企業の取り組みに対する期待がますます高まっています。 こうしたなか、平成23年度から101人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務づけられることになり、更に多くの企業に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みが求められることになりました。中小企業を含めたすべての企業において、多様な働き方が可能な制度の整備とその制度を利用しやすい風土づくりに向けて支援を行うことが重要です。
	施策の方向のポイント	○仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、市内企業を中心に啓発や情報提供を実施するとともに、一般事業主行動計画の策定を支援していきます。
案	現状	女性の社会進出は進んできているものの、仕事と子育ての両立の難しさから出産後の母親の継続就業率は依然として低い状況にあります。また、父親の育児休業取得や育児への関わりは、職場の雰囲気や仕事の忙しさなどから非常に低い水準となっています。女性の就業継続、男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、雇用環境の整備・改善が必要とされています。
	施策の方向のポイント	○子育てを社会と企業と地域が支え、父親も母親も共に積極的に育児に対する役割を果たすことができる社会を目指した広報・啓発活動を行っていきます。